

都市計画税使途状況(令和5年度決算)

都市計画税は、地方税法第702条の規定に基づき、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税されている目的税です。

令和5年度の都市計画税等(938,638千円)は、以下のとおり都市計画事業費(3,295,637千円)の財源として活用しています。

(単位:千円)

区 分			令和5年度(決算)
都市計画事業費等		街 路	746,766
		公 園	464,169
		下 水 道	310,160
		そ の 他	33,010
		市 街 地 開 発 事 業	0
		都 市 計 画 事 業 計	1,554,105
		土 地 区 画 整 理 事 業	0
		地 方 債 償 還 額 ※	1,741,532
合 計			3,295,637
財源内訳		地 方 債	536,700
		国 ・ 府 支 出 金	476,168
		負 担 金 そ の 他	953
		都 市 計 画 税 収 入 額	938,638
		一 般 財 源 等	1,343,178
		合 計	3,295,637
都 市 計 画 税 充 当 割 合			28.5%

※地方債償還額は、都市計画事業の財源として借り入れた市債の元利償還金を計上しています。